## 河川滋許可申請の手引き

津久井治水センター 許認可指導課

令和6年7月作成

#### はじめに

河川法の申請をされるにあたって、手続きを円滑に進めていただくために、申請までの手順や、申請に必要となる書類・留意事項等についてまとめた手引きを作成いたしました。河川法の許可申請をお考えの際には、こちらを参照されますようお願いいたします。

御不明な点等がございましたら、当センター許認可指導課まで御相談ください。

#### 連絡先

厚木土木事務所 津久井治水センター

〒252-0157 神奈川県相模原市緑区中野937-2 津久井合同庁舎 2階

電話番号:042-784-1111 (代表)441~443,445 (内線)窓口受付時間:9時から12時まで、13時から16時まで

#### 河川法の許可についての流れ

#### 事前相談

あらかじめお電話で御予約のうえ、お越しください。



申請から許可までは概ね20日ほどかかります。

※知事許可の場合は40日ほど

お時間に余裕をもって御提出ください。



工事着手の3日前までに、工事着手届を御提出ください。



工事を完了した日の翌日から2週間以内に、工事完了届を御提出ください。

※添付書類の不備・不足に御注意ください。

(詳しくは別紙「河川法に係る着手届・完了届の提出について」を御参照ください。)

#### 1. 河川法許可の目的

河川法は、公共の安全及び福祉向上のため(洪水・高潮等による災害発生の防止、河川の適正利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全のため)、社会生活上やむを得ない範囲で、一定の行為を制限・禁止しています。

河川法の適用される区域には、**河川区域**(注1)、**河川保全区域**(注2)の2つがあります。これらの区域で一定の行為をする場合には、河川管理者である当センターの許可が必要となります。

なお、許可申請にあたっては、治水・利水等河川管理上の観点と、許可申請行為の必要性・行為内容を総合的に判断し、慎重に審査を行うため、審査には時間がかかります。申請にあたっては、お時間に余裕を持った上で事前相談・御提出をお願いいたします。

#### 注1 河川区域(第6条)

一般的には、堤防から対岸護岸までの間、又は護岸から対岸護岸までの間で、河道としての効果を果たしている土地の区域が河川区域として指定されています。その他、河川管理者が指定した区域があります。

#### 注2 河川保全区域 (第54条)

堤防、護岸等の河川管理施設を保全するため、河川区域に隣接する一定の土地を河川保全区域として指定するものです。

河川区域・河川保全区域について詳しく知りたい場合は、許認可指導課まで御相談ください。

#### 2. 河川法の許可の種類と根拠条文

河川法の許可を必要とする行為には、土地の占用、工作物の新築、盛土・切土等、色々なものがあります。主な根拠条文は以下の通りです。

#### 第24条 河川区域内の土地の占用

河川区域内の土地を占用する場合、本条の許可が必要です。

ただし、河川区域内の土地であっても、河川管理者以外の者がその権原(所有・賃貸借等)に基づき管理する土地は、本条の対象となりません。

※例として、河川区域内の私有地等があります。権原については、公図や土地登記簿等で確認できます。

#### 第26条 工作物の新築等

河川区域内の土地において、工作物(注3)を新築・改築・除却する場合、本条の許可が必要です。本条については、河川区域内の一切の土地が対象となります。そのため、当該土地が河川管理者以外の者が管理する場合であっても、許可が必要です。

#### 第27条 土地の掘削等

河川区域内の土地において、土地の掘削・盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為、 又は竹木の栽植、若しくは伐採をする場合、本条の許可が必要です。

本条についても、河川区域内の一切の土地が対象となります。ただし、前条の許可にかかる行為 については、本条の許可は必要ありません。

#### 第55条 河川保全区域内における行為

河川保全区域において、土地の掘削・盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、若しくは 工作物(注3)の新築、又は改築をする場合には本条の許可が必要です。

ただし、以下の(1)~(3)に該当する場合は、原則として許可を要しません。

- (1) 耕うん
- (2) 堤内の土地における、地表 3 m以内の盛土 (ただし、堤防に沿って行う盛土で、堤防に沿う部分が 20m以上のものは許可が必要です)
- (3) 堤内の土地における、地表から深さ1m以内の掘削又は切土
- ※(2)、(3) に関しては、河川管理施設の敷地から5m以内の土地における場合は全て許可が必要です。

#### 注3 工作物とは

- ・河川管理施設となる工作物については、第26条の許可は必要ありません。
- ・許可対象となる工作物は、土地に定着しているものに限られません。
- ※第26条許可の対象となる工作物の例

管類等・光ファイバーケーブル類・潜水橋・道路・自転車歩行者専用道路・坂路・階段・架空線類・ 河床横過トンネル・地下工作物・船舶係留施設等で河川区域内に設置することがやむを得ないもの

#### 注4 堤内の土地とは

田畑や家屋など「堤防によって護られている側の土地」をいいます。

#### 注5 河川管理施設とは

ダム・堰・水門・堤防・護岸・床止め・樹林等、河川の流水によって生ずる公共の利益を 増し、公害を除去又は軽減する効果を有する施設をいいます。

申請にあたって、まずは申請する行為がどの条文に該当するかを確認してください。

多くの場合、複数の条文が該当しますが、**申請は合わせて一本でしてください**。例えば、橋梁や排水管を設置する場合の行為は第 24 条・第 26 条・第 27 条全てに該当することがほとんどですが、申請は条文ごとではなく、1 本で提出していただくことになります。

また、上記に挙げた根拠条例のほかにも、第20条 河川工事等の承認・第23条 流水占用・第34条 権利譲渡等がありますが、この場では省略します(個別に説明を行います)。

#### 3. 津久井治水センターの管理河川

河川法に基づき、当センターが管理している河川は以下の通りです。(所管区域:相模原市)



#### (一級河川)

河川名	当センターの管理区域				
相模川	山梨県境から小倉橋上流端まで				
竹铁川	小倉橋上流端より下流の管理:厚木土木事務所(042-223-1711)				
串川	根無沢合流点から相模川合流点まで				
道志川	山梨県境から相模川合流点まで				
秋山川	山梨県境から相模川合流点まで				
金山川	山梨県境から秋山川合流点まで				
早戸川	蛭沢川合流点から中津川合流点まで				
鳩川	千歳橋上流端から六反橋上流端まで				
/傷 / 川	千歳橋上流端より上流の管理:相模原市 河川課(042-769-8273)				
鳩川随道分水路	鳩川合流点から相模川合流点まで				
鳩川分水路	鳩川合流点から相模川合流点まで				
道保川	左岸:相模原市南区下溝字袋澤 2303 番の1地先				
	右岸:相模原市南区下溝字袋澤 2501番の1地先				
	から鳩川合流点まで				

下線部は相模原市との協定により、整備は相模原市が、河川法上の許可は神奈川県が行っています。

#### (二級河川)

河川名	当センターの管理区域					
境川	本沢合流点から根岸橋上流端まで					
- 現川	根岸橋上流端より下流の管理:東京都 南多摩東部建設事務所 (042-720-8628)					
小松川	松風橋から境川合流点まで					
	左岸:相模原市緑区川尻 6027 番の8地先					
本沢	右岸:相模原市緑区川尻 6026 番の 1 地先					
	から境川合流点まで					

相模原市内の上記以外の河川に関しては、基本的に相模原市が管理しています。

また、上記以外にも神奈川県(当センター)が砂防指定地として管理している箇所、国有財産法の使用許可・境界確定を取り扱っている箇所もございます。

#### 4. 許可申請の方法

#### (1) 事前相談

申請に先立ち、申請人若しくは代理人が来所の上、申請内容を御説明ください。

その際には、**工事施工内容がわかる図面(実測平面図・横断図)と現況写真、その他参考になる図面等**を御持参ください。

これに基づき、占用工作物の設置目的の必然性、治水・利水上の支障の有無、河川の将来改修 計画への適合性、技術基準への適合性、許可基準への適合性等を総合的に判断し、河川管理上支 障がないと認められるものについては、申請の手続きに入っていただきます。

**事前相談等のために来所いただく際には、あらかじめ電話で日時を御予約ください**。御予約がない場合、お待ちいただいたり、担当者不在でお受けできない場合がございます。

#### (2) 本申請

#### ア 許可権者

許可権者は、申請内容により、神奈川県知事又は厚木土木事務所長です。

#### 厚木土木事務所長

→堤内地の占用、内径 600mm未満の排水管・柱類・添架物・仮設の物件等の設置、 河川保全区域内行為等

#### 神奈川県知事

→上記以外の事案

#### イ 提出部数

#### 厚木土木事務所長への申請

→2部(うち1部は許可書に添付し、返却します。)

#### 神奈川県知事への許可申請

 $\rightarrow$ 3部(うち1部は許可書に添付し、返却します。)

#### ウ標準処理期間

申請から許可までの標準処理期間は以下の通りです。

この日数には、書類の補正にかかる日数や、土日祝・年末年始を含みません。また、許可に なるまでは、工事に着手することができません。申請にあたっては、十分時間に余裕をもって 行ってください。

根拠条文	所長許可	知事許可
第24条 河川区域内の土地の占用	20 日	40 日
第 26 条 河川区域内の工作物の新築等	20 日	40 日
第27条 河川区域内の土地の掘削等	14 日	_
第 55 条 河川保全区域内における行為	10 日	-

#### 工 申請書類

申請に必要な様式・添付書類については9ページ以降を御参照ください。

#### オ 申請書の提出

申請書を提出される際は、事前に担当宛に連絡し、できる限り担当者への提出をお願いいたします。

#### 5. 許可後の留意事項

以下は全て重要な内容ですので、必ずお読みください。

- (1) 許可になりましたら御連絡いたしますので、許可書の受領にお越しください。その際、受領した旨の印鑑又はサインをお願いします。
- (2) 許可書を熟読いただき、許可内容を遵守してください。申請内容・条件は、現場責任者まで周知徹底をお願いします。
- (3) 申請内容通り工事を施工してください。申請内容を変更する場合には、新たに変更許可申請を行い、変更許可を受ける必要があります。

- (4) 許可書及び申請書は、紛失しないよう大切に保管してください。
- (5) 占用料は、後日送付する納入通知書により、定められた期日までに納入してください。
- (6) 工事着手届は、工事着手の3日前までに御提出ください。
- (7) 工事完了届は、**工事を完了した日の翌日から起算して2週間以内**に御提出ください。その際、 工事が許可内容通りに施工されたことが確認できる写真を必ず添付してください。写真についての 注意点は以下の通りです。
  - ア 施工前・施工中・施工後につき、それぞれ同一箇所・同一角度から撮影してください。
  - イ 掘削・盛土・切土等土地の形状変更や、工作物の新築等を行う場合は、スケール等を当 てて、幅・深さ・高さ・規模等がわかるように撮影してください。
  - ウスケールの目盛りや黒板の文字が明瞭に見える写真を御用意ください。
  - エ 行為地が河川管理施設に近接している場合、申請された建築物・工作物等の位置関係 がわかるようにスケールを当てた写真を添付してください。
  - オ 撮影年月日を明示してください。
- (8) 工事施工期間を遵守してください。期間内に工事を完了することができないと予測される場合には、工期について新たに変更許可申請を行い、変更許可を受ける必要があります。遅くとも、許可満了期間の20日前までに御提出いただく必要がありますので、お早めに当センターへ御連絡のうえ、指示を受けてください。
- (9) 工事完了届が提出されましたら、当センターで完成検査を行います。特に指示のない限り、申請者の立会いは必要ありません。また、検査に合格した場合、こちらからの連絡はいたしません。
- (10) 工事の施工にあたっては、以下のことを遵守してください。
  - ア 現場管理を十分に行い、事故のないようにしてください。
  - イ 既存の河川管理施設等を損傷したときは、直ちに当センターへ連絡し、原形復旧 してください。
  - ウ 付近住民等の関係者と十分調整を行ってください。
  - エ 工事現場の見やすい場所に、許可年月日・許可番号・許可工事施工期間・現場責任者 の氏名連絡先等の必要事項を記載した工事表示板を掲示してください。
  - オ 工事中、河川内に工材・廃棄物・排水等を排出しないでください。
  - カ 工事が完了したときは、機材その他工事に使用した物件を全て現場から搬出し、 整理してください。
  - キ 異常気象に対応できる体制を確保しておいてください。
- (11) 設置した工作物の維持管理には十分留意してください。なお、改築を行う場合には、当センターまで御連絡のうえ、指示を受けてください。
- (12) 第24条の土地の占用が関係する物件については、以下の事項に御注意ください。

- ア 占用には許可期間があります。期間満了後にも引き続き占用の意思がある場合には、 継続許可の手続きが必要となります。**期間満了の2か月前まで**に当センターの指示を 受け、継続の申請手続きを行ってください。
- イ 占用の権利は許可なく他人に譲渡できません。譲渡する場合には、改めて許可が必要 となりますので、当センターの指示を受けてください。
- ウ 占用料は、年額分を一括で納入していただきます。納期までに納入してください。

#### 6. 申請書添付書類の作成

	申請様式及び添付図書	土地の占用	工作物の 新築等	土地の 形状変更	河川保全区域 内の行為許可
	上明3000000000000000000000000000000000000	(24条)	(26条)	等 (27 条)	(55条)
1	許可申請書 (別記様式第八 (甲))	0	0	0	0
2	土地の占用(乙の2)	0			
3	工作物の新築・改築・除却(乙の4)		0		0
4	土地の形状の変更・竹木の栽植・竹木の伐採(乙の5)			0	0
5	事業計画の概要図書	0	0	0	0
6	位置図	0	0	0	0
7	実測平面図	0	0	0	0
8	縦断面図	0	0	0	0
9	横断面図	0	0	0	0
10	面積計算書及び丈量図 (求積図)	0	0	0	0
11	土量計算書		0	0	0
12	河川占用工作物等一覧表	0	0	0	0
13	工作物の設計図(平面・正面・構造図等)		0		0
14	構造計算書		0		0
15	流量計算書		0	0	0
16	公図 (写)	0	0	0	0
17	境界確定図	0	0	0	0
18	正当な権原を示す書類		0	0	0
19	工程表		0	0	0
20	工事計画書		0	0	0
21	現況写真	0	0	0	0
22	利害関係者の同意書、承諾書	0	0	0	0
23	他の事業に及ぼす影響及びその対策			0	0
24	他の行政庁の許可書(写)	0	0	0	0
25	市町長の意見書	0	0	0	0
26	誓約書・念書	0	0	0	0
27	委任状 (代理人が申請する場合)	0	0	0	0
28	その他 (特に指示するもの)	0	0	0	0

<sup>※「◎」</sup>は申請に当たり必ず提出するものです。

<sup>「○」</sup>は、必要に応じて提出するもので、申請相談時に指示します。

#### 7. 申請に必要な提出書類の作成要領

申請様式 及び 添付図書	作成要領
(別記様式第八(甲))	<ul> <li>申請者の住所・氏名・適用条文及び連絡先を記載してください。</li> <li>申請年月日は、原則として提出日です。</li> <li>提出先は、神奈川県知事又は厚木土木事務所長です。</li> <li>適用条文には、申請に伴う該当条文を全て記載してください。</li> <li>連絡先には、申請者の部署が申請される場合はその部署の担当者の連絡先を、代理申請される場合は代理人の連絡先を記載してください。なお、代理人申請の場合には、委任状を提出してください。</li> </ul>
② 土地の占用 (乙の2)	<ul> <li>第 24 条による申請をする場合で、工作物の伴わない部分の土地の占用の場合に、この様式(乙の2)を提出してください。</li> <li>(例)・工事作業ヤード等更地で占用・盛土して搬出入路として占用・植木を植栽し占用(工作物の伴う土地の占用の場合は(乙の4)による)</li> <li>■ 河川許可の対象となる土地は、河川区域内の国有地(河川・堤防等の無番地の土地や河川用地として建設省又は国土交通省名義で地番登記している土地)です。</li> <li>■ 占用場所は、左岸・右岸別に申請箇所の地番又は直近の地番を公図で確認し、公図上の地番で記載してください。</li> <li>■ 占用面積は、求積図の河川区域内の占用面積を記載してください。</li> <li>■ 占用の期間は、占用目的等を考慮し調整します。</li> </ul>
③ 工作物の新築・改築・除却	<ul> <li>■ 第24条・第26条・第55条が関係する工作物の新築・改築・除却の場合に提出してください。</li> <li>場所は、左岸・右岸別に申請箇所の地番又は直近の地番を公図で確認し、公図上の地番で記載してください。</li> <li>工作物の名称又は種類、工作物の構造又は能力欄は、物件数が多い場合には下記「12河川占用工作物等一覧表」に整理してください。</li> <li>■ 工事の実施方法は、直営以外は請負と記載してください。</li> <li>■ 工期は、余裕を持って設定してください。なお、工事内容によっては、出水期対策等、河川管理上の立場から認められない時期がありますので御注意ください。</li> </ul>

(乙の5) 竹木の栽植・竹木の伐採の変更・	<ul> <li>第27条・第55条が関連する土地の形状の変更・竹木の栽植・竹木の伐採を行う場合に提出してください。</li> <li>行為の場所は、左岸・右岸別に申請箇所の地番又は直近の地番を公図で確認し、公図上の地番で記載してください。</li> <li>行為の期間は、工期及び存置の期間を記載してください。</li> </ul>
⑤ 事業計画の概要図書	申請に関する事業の計画概要、必要性を具体的に記述してください。特に次の事項に該当する場合には、必ずこれらのことを含めて記載してください。 <b>工作物をやむを得ず河川区域内に設置しなければならない合理的な理由</b> (例)他の場所で設置を検討したが、設置が不可能で最終手段として申請地を選定した代替案の検討経緯等 <b>変</b> 更申請の場合は、変更しなければならない理由  申請前に事前協議を行っている場合には、協議の概要の記録や経緯の記録、事前協議の回答の写し  河川管理施設との関連で工作物を設置する場合には、物理的・社会的・経済的に比較検討を行った検討資料  全体計画との関連で工作物を設置する場合には、全体計画の概要 (例)・開発行為の排水施設については開発の全体計画・農業用取水堰については水利権・灌漑エリア等の全体計画・送電線については文色計画 ・送電線については、既許可書の写し
(G) 位 置 図	■ 縮尺 1/2,000 程度の地図を利用して申請箇所の位置を示してください。 ■ 案内図と同様に申請箇所を赤字で具体的に図示し、「申請箇所」と朱書きしてください。

- 原則として、縮尺は1/100~1/250程度とし、左岸側(上流から見て左側)が図面の左側に くるように作成してください。
- 申請にかかる行為によって当該河川に影響があると判断される区域まで実際に測量して、 図面を作成してください。
- 堤防・護岸等の河川管理施設や水制、奇州等の状況、流水の方向、道路の位置等、申請にかかる区域の平面的な外形を正しく図示してください。
- 河川区域線(赤の実線)・河川保全区域線(黄色の実線)・河川改修計画法線(緑の点線)・河川用地境界線(一点鎖線)・申請工作物等(橙色等 申請内容が分かる色表示で)を正しく図示してください。

なお、河川区域・河川保全区域の範囲については**許認可指導課**に、河川改修計画法線・改修断面(計画河床・定規断面・高水位等)については**工務課河川班**にお聞きください。

- フェンス・堤脚水路等延長の長いものは、旗上げしてください。
- 官民境界が不明な場合は、申請に先立ち別途許認可指導課に申請し、境界確定を行ってくだ さい。
- 横断図面に照会できるよう図面上に測点(例:A-A´)を記載してください。
- 図面の見やすい位置に図面番号・図面名・縮尺等を表示してください。 他の添付図面も同様に表示してください。

## 《縦断面図記載例》

- 申請箇所の上下流 20mから 100m程度の範囲の縦断面図を作成してください。 測点・単距離・追加距離・現況の河床高・右岸堤防・左岸堤防・将来河床高・計画の河床高・ 高水位・堤防高・工作物又は土地の形状の変更の高さについて、各測点ごと数値を記載して ください。
- 原則として、縮尺は1/100~1/500程度とし、図面の左側が起点となるように作成してください。
- 横断構造物(橋・堰等)は、必ず記載してください。

#### 1/100~1/250程度の縮尺で、工作物又は土地の形状変更にかかる部分の上流側・下流側・ 中間点・特異点等、河川に対する横断方向の状況がポイントごとに審査できる横断面図を 作成してください。 実測平面図に各測点を記入し、横断面図と照合できるようにしてください。 上流から下流を見通し、左岸側が左側にくるよう作成してください。 9 《横断面図記載例 横断面図 測量にあたっては、両岸堤防の各堤内地側の状況がわかる程度の範囲まで測量してくださ い。 現況河床・堤防・護岸・現況地盤等を、数値を付けて記入の上、工作物等の計画内容を、 数値を付けて図示してください。 図面に河川区域線(赤の実線)・河川保全区域線(黄色の実線)・河川用地境界線(一点鎖線)・ 申請工作物等(橙色等申請内容が分かる色表示で)を記載の上、河川改修計画の計画河床・ 計画断面・計画高水位を、数値を付けて記載してください。 (10) 面 原則として、縮尺は1/100~1/250程度とし、実測平面図を利用して、工作物・土地の形状 積計算書及び丈量図 の変更等の面積計算書を作成してください。 《面積計算書及び丈量図の記載例》 また、土地の占用が伴うものは、占用部分について同様の縮尺で丈量図(求積図)を作成し てください。 求法は原則として、三斜求積法(三角形による求積)とし、同一図面中に計算表を記載して ください。 求積図の河川区域内の河川用地(占用部分)はピンク、河川区域内の他の管理者の土地 (私有地、道路管理者が管理する道路等) は茶色、河川保全区域内は黄色で着色してください。 工作物が重複している場合は、外郭の投影面積を求積してください。 河川区域・河川保全区域の両者にまたがる場合は、それぞれの区域ごと別々に計算してくだ さい。 (11) 土量計算書 掘削・盛土・切土・その他土地の形状変更を行う場合はそれぞれについて土量計算を行い、 土量計算書を作成してください。 平面図・断面図などにも盛土などの範囲を図示してください。

- 申請にかかる物件数が多い場合には、物件別に行為内容を整理し、河川占用工作物等一覧表 を作成してください。
- 面積及び延長は、水平投影で求めてください。
- 管類は延長で算定します。 (巻付コンクリート・うなぎ止め・矢板等は管と一体をなすものとして管の延長で算定します) なお、外径も表示してください。
- 開渠(U字溝等)は、面積で算定します。
- 管類の支持コンクリート・布団篭・水叩は、管とは別の工作物とみなし面積で算定します。
- 線類は延長で算定し、1箇所から1箇所への横断を1本、又は1条で算定します。
- 柱類は本数で算定します。
- 工作物が重複して占用している場合は、それぞれの工作物ごとに求積してください。
- 建築物については、建築面積の他に汚水桝・雨水桝・浄化槽・排水管等も忘れずに計上して ください。
- 土地の形状変更については、面積及び体積(土量計算)を算定します。
- 工作物の平面図、正面図、側面図、構造図を作成してください。 必要に応じて、構造詳細図を添付してください。
- 縮尺は、次のものを除き適宜選択してください。

工作物の構造図 縮尺 1/100~1/200 程度(詳細図は適宜)

取付護岸の平面図 縮尺 1/100~1/250 程度(詳細図は適宜)

取付護岸の断面図 縮尺1/100~1/200程度(現況河床及び計画河床高を明記)

取付護岸の構造図 縮尺 1/50~1/100 程度 堤外導水路の構造図 縮尺 1/20~1/50 程度

- (工作物正面図)橋梁等河川の横過物については、河川改修計画の計画断面・計画高水位及び、計画高水位に加える値(余裕高等)を記載してください。
- (工作物の側面図)排水樋管等堤体横過物については、河川改修計画の計画断面を記載し、極力、対岸及び背後地盤も記載してください。
- 正面図及び側面図は、申請工作物と現況河床・計画河床・河川管理施設との関係が明らかになるように作成し、計画高水位を明示してください。
- 堤体を横過して設置する工作物の側面図には、現況及び計画勾配・計画河床高・計画高水位 を明示し、背後地盤を記載してください。
- 各図面には、必要に応じ**河川区域線**(赤の実線)、**河川保全区域線**(黄色の実線)、**河川用地境界線**(一点鎖線)を記載してください。
- 建築物については、基礎・櫓・桝類の構造図も添付してください。

構造	■ 構造物の安全性や堤防、護岸等河川管理施設への影響を審査するため、橋梁・堰・桶管・ 樋門等重要工作物については、構造安定研鑽所を添付してください。
構造計算書	■ 橋梁の下部構造物等の地下埋設状況の安全性等を審査するため、必要に応じて柱状図(ボーリングデータ)を添付してください。
⑤ 流量計算書	■ 雨水調整池・排水樋管等河川への流出の伴う工作物については、各河川のネック箇所への 影響を計算し許容法流量(オリフィスロ径)計算書を作成してください。
<ul><li>公</li><li>区</li><li>区</li><li>区</li></ul>	<ul><li>申請年月日から3か月以内の法務局作成の公図(写)で、申請箇所の左右岸の分かるものを作成してください。</li><li>★白に転写年月日・転写場所・転写した者の氏名を記載してください。</li></ul>
(写)記載例》	■ 公図(写)に大字名・字名・方位・縮尺・河川区域線(赤の実線)・河川保全区域線(黄色の 実線)・申請工作物等(橙色等申請内容が分かる色表示で)を記載してください。
15/1	■ 申請する工作物等を設置する箇所に、公図上の番地が付されている場合は、申請箇所及びその周辺の土地所有者名を公図(写)に記載してください。
⑪ 境界確定図	<ul><li>申請する工作物等の設置する箇所が河川用地と民地の境界に接する場合等には、官民境界確定図(写)を添付してください。</li><li>官民境界が不明な場合は、申請に先立ち別途許認可指導課に申請し、境界確定を行ってください。</li></ul>
⑱ 正当な権原を	■ 申請する工作物等の設置する箇所が、河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地 (民地、道路管理者が管理する道路敷等)の場合には、正当な権原を示す書類(土地登記簿 謄本と賃貸借契約書・起工承諾書(写)・許可書(写)等)を添付してください。
⑨ 工 程 表	■ 工程期間が長期に渡る場合や、複雑な工程により施工する場合には、工程表を作成してください。
②工事計画書	■ 橋梁等の施工に伴い、河川敷を使用し、作業ヤード・仮設足場を設置する場合や瀬廻し工事 をする場合等には、工事計画書を作成してください。

D	
21)	■ 写真は、上流側・下流側・対岸側・背後地側等から、申請にかかる土地・河川・周辺の状況が分かるよう撮影してください。
	■ 写真上に施工箇所、川の流向を赤で明示してください。
現 況 写 真	■ 写真には番号を付し、位置図等に撮影場所・撮影方向を図示してください。
	■ 写真には撮影年月日を記載してください。
② 利害関係者の	■ 付近住民・水利権者等との間に利害関係が生じる場合は、その者の同意書又は承諾書を添付してください。 なお、書類の有無に関わらず関係者とは十分調整を行ってください。
及びその対策 及ぼす影響	■ 掘削等土地の形状変更を行う場合であって、その行為により他の事業に及ぼす影響が予想される場合には、その内容とそのために講じる対策を記載してください。
24 他の行政庁の	<ul> <li>河川法の申請行為に関係して必要となる他の行政庁の許可等 (例:都市計画法の開発許可・農地法の農地転用許可・道路法の道路占用許可等) を受けている場合は、その許可書の写しを添付してください。</li> <li>許可等を申請中の場合は、申請書の写しを添付し、許可等の見込みと行政庁担当者の連絡先を記入してください。</li> </ul>
意見書	■ 工事完了後に市に工作物を引き継ぐ場合等に、市町長の意見書を添付してください。
②⑥ 誓 约	■ 必要に応じて、誓約書又は念書を提出してください。 ■ 哲約書には、日付、富久、哲約者久、印か古れずに記載し、押印してください。
誓約書・念書	<ul><li>■ 誓約書には、日付・宛名・誓約者名・印を忘れずに記載し、押印してください。</li><li>■ 文頭に申請内容・申請位置を簡潔に記載してください。</li><li>(例)「○○川○○番地先の橋梁設置許可申請について」</li></ul>
(代理人が申請する場合) 委任状	<ul><li>本人(申請者)から代理人宛の委任状を添付してください。</li><li>「○○川○○番地先の○○に係る河川法申請の一切の件」等委任範囲を明記してください。</li></ul>

# (特に指示するもの)圏 その他

■ 審査にあたり、上記以外で特に必要な場合に指示された図書を添付してください。

■ 提出する計画図等については、各基準書に基づき作成したものを提出してください。

次ページ以降に各書類の記入例がございますので、作成の際に御参照ください。

## 許 可 申 請 書

原則として提出日を 御記入ください。

<u>令和6</u>年 <u>○</u>月 <u>○</u>日

#### 神奈川県知事または神奈川県厚木土木事務所長 殿

どちら宛の申請になるかは 申請相談時に内容をお伺いし 御案内します。

申請者

郵便番号 252-000

住所 **相模原市緑区〇〇1-2** 

○○株式会社

申請にかかる条文を全て記載してください。 該当する条文については 申請相談時に内容をお伺いし御案内します。 ふりがな 氏名

代表取締役〇〇 〇〇

別紙のとおり河川法第 24・25・27 条の許可を申請します。

申請者の部署が申請される場合は、 その部署の担当者の連絡先を

代理人が申請される場合は、代理人の連絡先を それぞれ記載してください。

> なお、代理人申請の場合は、 別途委任状を提出してください。

連	絡	先	<u>〇〇杉</u>	未式	<u>会社</u>	
担	当課	.名	工務部	ß	建設課	
及	担当	者名	00	)	<u>00</u>	
電		話	<u>042-C</u>	00	0-000	<u>0</u>

#### 備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 第 39 条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第 条」の箇所に 根拠条文を全て記載すること。

#### 河川区域内の河川管理者の土地

(公図上の河川・堤防等で無番地の土地や建設省又は国土交通省名義で地番登記している土地) を工事作業ヤード等更地で使用する場合、盛土して搬出経路として使用する場合、 植木を植栽し使用する場合等工作物の伴わない部分の土地の占用の時に、この様式を使用 第26条の工作物の設置を伴って占用する場合には、(乙の4)のみを使用

(乙の2)

### (土地の占用)

1. 河川の名称

一級河川 道志川 左岸

上流から下流側を見て 左側が左岸、右側が右岸です。 両岸に跨る場合は、左右岸と記載してください。

2. 占用の目的及び態様

橋梁(○○橋)新設に伴う工事作業ヤードの設置 作業ヤードにクレーンを配置し、橋梁上部工を吊り上げ施工する

3. 占用の場所

相模原市緑区〇〇字〇〇1500番

字名は公図上の字名を 地番は公図地番があるときはその地番を 無地番のときは「〇〇地先」としてください。 別途提出の公図(写)の申請箇所と合致させてください。

4. 占用面積

工事作業ヤード 482.30m<sup>2</sup>

別途提出の求積図の面積を 小数点以下2桁まで記載してください。

5. 占用の期間

許可の日年月日令和〇年〇月〇〇日まで

備考

出水期対策等 河川管理上の立場と申請内容を 考慮し、申請相談時に調整させていただきます。

- 1 「占用の目的及び態様」については、田、畑、運動場、公園等を設置する等 のため使用する旨を記載し、更にその使用方法の概要を記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項について も記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

第 26 条・第 55 条の工作物を伴う場合 この様式に、その内容を記載してください。

(乙の4)

該当する項目に〇をつけてください。

## (工作物の新築・改築・除却)

1. 河川の名称 <u>一級河川</u> 鳩川 左右岸

上流から下流側を見て 左側が左岸、右側が右岸です。 両岸にまたがる場合は左右岸と記載してください。

2. 目 的 <u>橋梁(OO橋)の新設</u>

物件数が多い場合は 別紙「河川占用工作物等一覧表」 を作成し整理してください。

- 3. 場 所 <u>相模原市中央区〇〇1500 番 1 地先(左岸)から</u> 相模原市中央区〇〇1500 番 2 地先(右岸)まで
- 4. 工作物の名称又は種類 橋梁(〇〇橋)および取付道路
- 5. 工作物の構造または能力 <mark>プレテンション方式PC単純T桁橋(上部工)</mark> **選は請負のどちらかを** 逆T式橋台・杭基礎(場所打ち) (下部工)

直営又は請負のどちらかを 記入してください。

6. 工事の実施方法 **請負** 

期

字名は公図上の字名を 地番は公図地番があるときはその地番を 無地番のときは「〇〇地先」としてください。 別途提出の公図(写)の申請箇所と合致させてください。

工期は余裕をもって 設定してください。

工.

7.

<u>許可の日</u>─年── ┣── <u>令和〇</u>年

O月 OO日まで

8. 占用面積 <u>890.23m²</u>

別途提出の求積図の面積を 小数点以下2桁まで記入してください。 占用のない場合は「一」と記載してください。

9. 占用の期間

<u>許可の日</u>年 月 日から

占用がない場合は 「一」と記載してください。 **介和〇**年

<u>O</u>月 <u>OO</u>目まで

備考

1 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載すること。

該当しない項目を二重取り消し線

(乙の5)

#### (土地の形状の変更・竹木の栽植・<del>竹木の伐採</del>)

1. 河川の名称

二級河川 境川 右岸

上流から下流側を見て 左側が左岸、右側が右岸です。 両岸に跨る場合は左右岸と記載してください。

2. 行為の目的

散策路整備に伴う出入通路(盛土)および植栽(アジサイ)

3. 行為の場所及び行為に係る土地の面積

相模原市中央区〇〇1500 番地先

字名は公図上の字名を 地番は公図地番があるときはその地番を 無地番のときは「〇〇地先」としてください。 別途提出の公図(写)の申請箇所と合致させてください。

4. 行為の内容

区分	河川区域内	河川保全区域内	<u>摘要</u>
1 出入通路(盛土)	290. 45m²	<u>50. 90m²</u>	H=1.0~2.0m
	(410. 33m³)	<u>(110. 20m³)</u>	<u>H−1.0~2.0m</u>
2 植栽(アジサイ)	<u>210. 10m²</u>	<u>110. 20m²</u>	H=0.5m
2 他秋(アンリイ)	(30 本)	(15 本)	<u>⊓ −0. 3m</u>

物件数が多い場合は 別紙「河川占用工作物等一覧表」を作成し整理してください。

5. 行為の方法

出入通路は小型のバックホウ・ホイルローダー等で盛土・転圧を行う。 植栽は人力で行う。

工期は余裕をもって設定してください。

6. 行為の期間

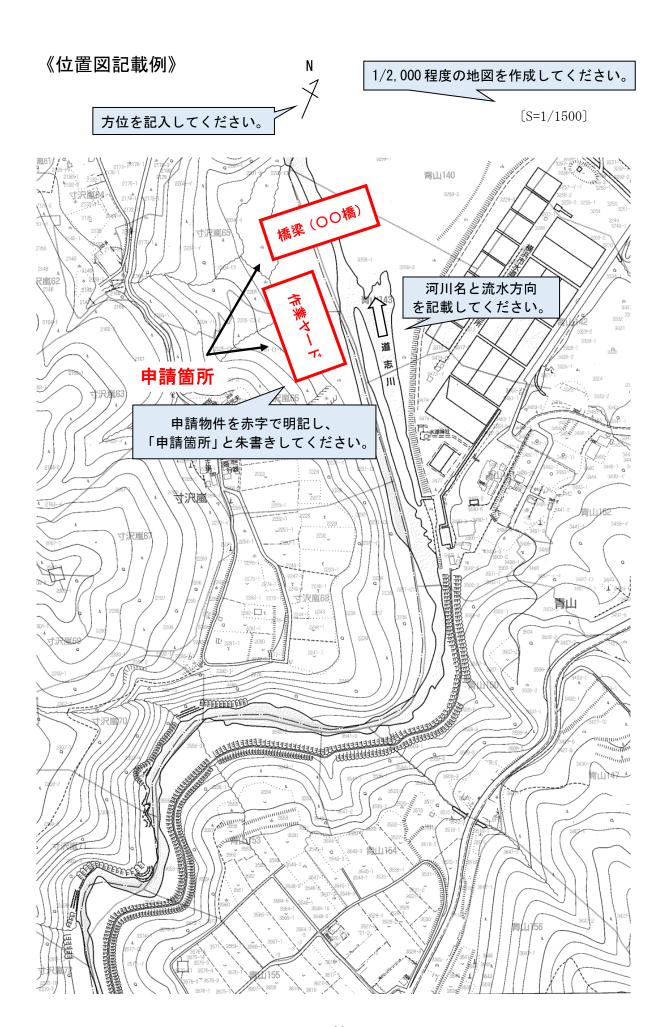
許可の日 年月日本今和〇年〇月〇日まで

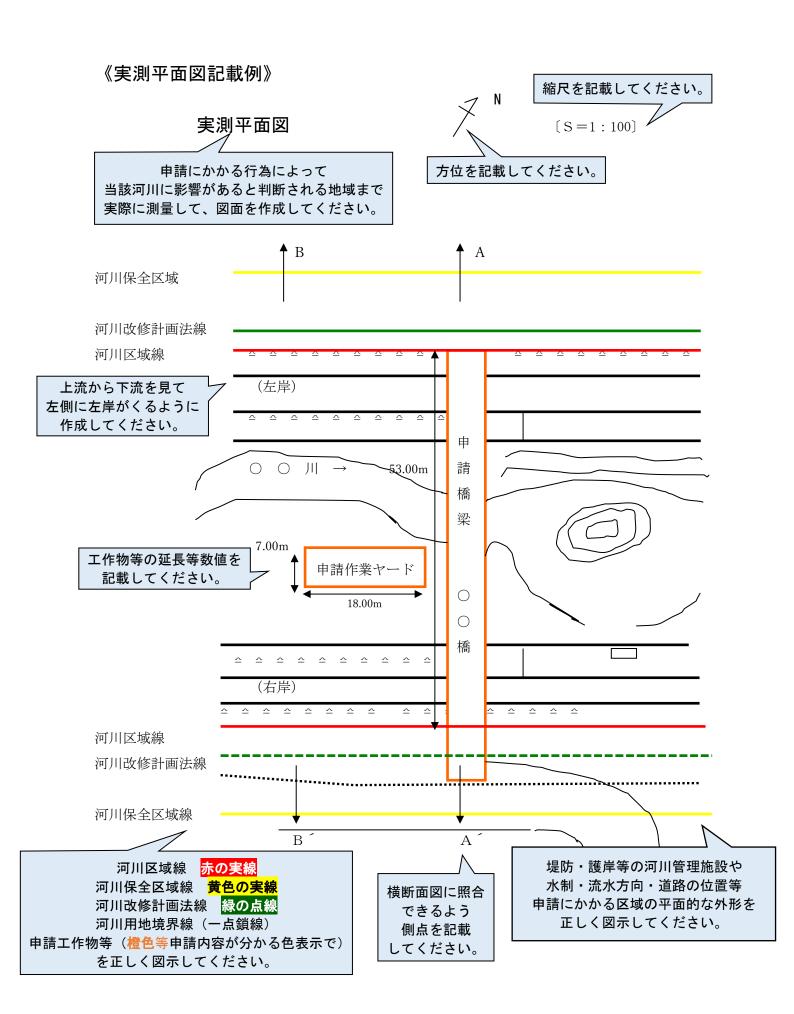
永続的なものに関しては 存置の期間の記載は不要です。

#### 備考

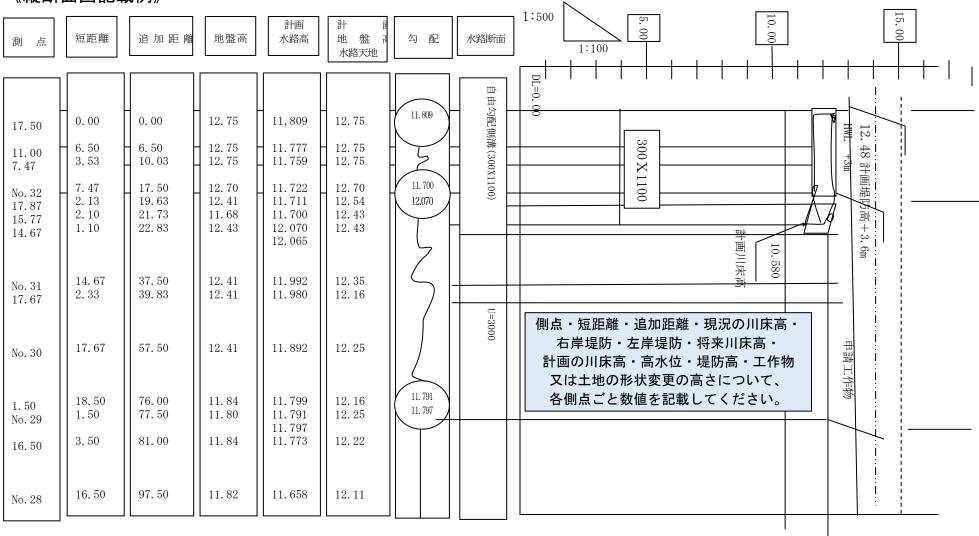
- 1 「(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)」の箇所には、該当するもの記載すること。
- 2 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
- (1) 土地の形状を変更する行為にあっては、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。

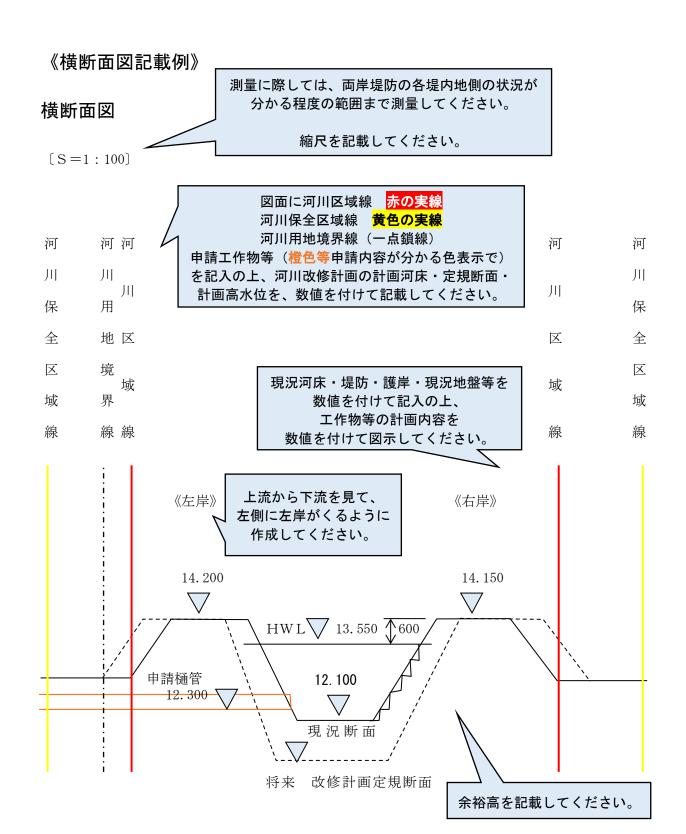
- (2) 竹木の栽植又は伐採にあっては、竹木の種類及び数量を記載すること。
- 3 「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
- (1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあっては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
- (2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
- 4 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。



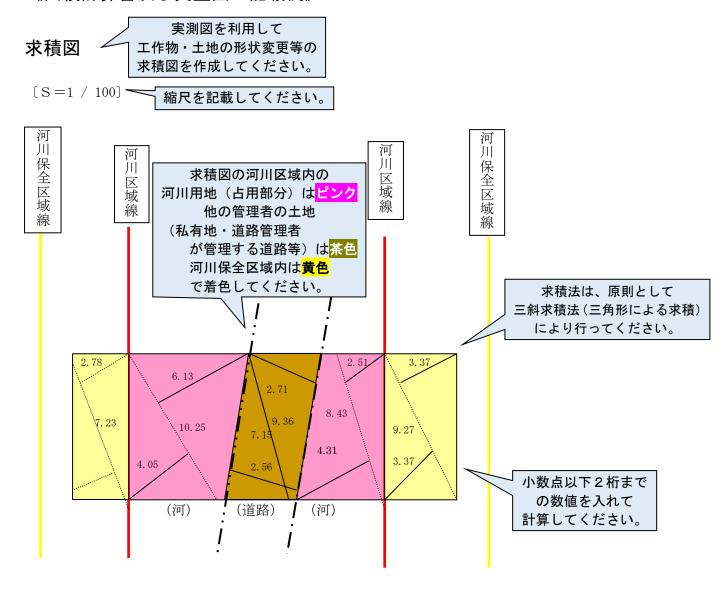


#### 《縦断面図記載例》





#### 《面積計算書及び丈量図の記載例》



#### 計算表

可异仪					
区分	項目	面積(m²)	積算根拠		
河川区域	占用	109.78	① OO×OO×1/2=	:000	
			2 ~~~		
				同-	-図面上に計算表を記載し
			4	河川区域	は内(占用・その他を別々に)と
					河川保全区域内を
IJ	その他	27.06	5 ~~~	別	々に記載してください。
	(市道2号)		6 ~~		
IJ	計	136.84			
河川保全区域	私有地	38.12	♡ ~~~		
			8 ~~~		
			$0 \sim \infty$		

#### 《河川占用工作物等一覧表記載例》

面積・延長の単位は 小数点以下2桁まで 記載してください。

工作物設置に伴う部分での 掘削等土地の形状変更については 記載不要です。

河川占用工作物等一覧表

種類·規模·構造·能力のそれぞれに ついて、具体的に記入してください。

ווניי	I白用工作彻寺	一見表	0 ( 1200%	1/			
			26条	24条	27条	5 5	条
エ	作物等名称	種類・規模・構造・能力	河川区域内 工作物等	河川占用	河川区域内 土地形状変更等	河川保全区域内工 作 物 等	
1	橋梁	プレデンション方式 P C 単純 T 桁橋(上部工) 逆 T 式橋台・杭基礎(現場が(下部工)	600. 52 m²	560. 38 m²	_	120. 56 m²	-
2	取付道路	アスファルト舗装	250. 30 m²	250. 30 m²	_	185. 80 m²	_
3	転落防止柵	金網フェンス H=1100mm	40.50m	40.50m	_	_	_
4	排水管	ヒューム管 外形 820mm 内径 700mm	32. 45m	32.45m	-	20.00m -	-
5	搬出入路	盛土	-	450.60 m²	450. 60 m <sup>2</sup> (1245. 00 m <sup>3</sup> )		132. 56 m² (430. 00 m³)
6	作業ヤード		_	756. 00 m²	_		
7	瀬廻し	盛土	-	-	538. 00 m <sup>2</sup> (1530. 00 m <sup>3</sup> )		こついては、土量計算し はしてください。
8	瀬廻し	切土	_	_	456. 00 m <sup>2</sup> (1760. 00 m <sup>3</sup> )	川奴を記事	-
9	植栽	アジサイ	_	120.00 m²	15 本	-	_
	合計			2, 137, 28 m²			

